請願第１４号

2015年３月　６日

川崎市教育委員会委員長　　峪　正人　様

「教育に憲法を生かす川崎市民の会」
代　表　　畑谷　嘉宏（川崎北合同法律事務所）
多摩区登戸 3398-1、三井ビル５階（044-931-5721）
事務局長　橋本　清貴
多摩区[redacted](044[redacted]

2016年度使用教科書の採択に関し、改訂「地教行法」の趣旨を踏まえての採択手順で採択を求める

請願書

１，請願の趣旨

今年の８月は、2011年に採択された中学校教科書が新しい教科書に編集替えが行われる年であることと、高校教科書については毎年の採択であることを踏まえて、この請願を提出するものです。

同時に、昨年改訂された地方教育行政の組織および運営に関する法律（以下「改訂地教行法」という）の趣旨に即しての採択を行って頂きたくこの請願を提出するものです。

まず、改訂地教行法は、「教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うものであります」という文科省初等中等教育局長の通知（以下「通知」という）にある内容で改訂されました。具体的には改訂地教行法の各条文に示されていますが、通知の「（二）教育委員会について」の最後の「（６）その他」として以下の文章があります。

すなわち「教育委員会における審議を活性化し、地域住民の民意を十分に反映するためには、『教育委員会の現状に関する調査』（文部科学省実施）の調査項目となっている学校や教育委員会事務局に寄せられた意見の教育委員会会議における紹介、アンケートの実施、公聴会や意見交換会の開催、所管施設の訪問等の取り組みが有効であることから、これらの機会を積極的に設ける必要があること。」

以上のような通知内容に即して「教科書採択手順」を考えた場合に、従来の川崎市が行ってきた手順内容を「地域住民の民意を十分に反映」するために一層の改善を行うことが重要と考えるものです。

毎年行っている高校教科書の採択に対して貴委員会は、昨年、「採択手順」から逸脱しての「採択」を行ったところですが、今年の採択においては、文字通り「採択手順」」に即しての採択を求めるものです。

２，請願事項

① 教科書を直接使って教える教師たちの意見が反映されるよう一層の充実をはかること。

② 採択地区が全市一つになると、南北に長い川崎の地域特性が反映できない採択結果になるので、現行の４つの採択地区の変更を行わないこと。

③ 高校教科書の採択は、学校の意向に配慮して行うこと。

④ 傍聴希望者の全てが傍聴できる施設で採択すること。

⑤ 展示会場を学校以外の公的施設に設置すること。

川教
庶務課
収 '27.3.6 受
第　　号

氏　　名	住　　所
[redacted]	[redacted]